

## 第2 給与条例適用職員関係（支給）

### 1 給料等の支給

#### （1）支払の原則

給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

地方公務員法

第25条第2項

#### （ア）通貨払

##### （イ）差引き禁止（全額払）

給与は、法律又は条例により差引きが認められている場合を除き、差引きをして支払ってはならない。

なお、給与から差引きが認められている主なものとしては、次のようなものがある。

##### （i）共済組合掛金

共済組合法

第115条第1項

第115条第2項

##### （ii）所得 税

所得税法第183条

##### （iii）市町村民税

地方税法第321条の5

##### （iv）勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金額

財形促進法第15条

##### （v）県宿舍の貸付料及び宿舍を使用するために必要な経費

条例第23条の2

##### （vi）給食に要する経費のうち職員負担分及び勤務に伴い必要となる施設利用経費

##### （vii）一般財団法人宮城県互助会、一般財団法人宮城県教職員互助会及び一般財団法人宮城県警察職員互助会に支払う入会金、掛金、貸付金の元利償還金及び物品の購入代金

##### （viii）職員が締結した保険法（平成20年法律第56号）第2条第1号に規定する保険契約に係る保険料

##### （ix）その他任命権者が認めたもの

#### （ウ）直接払

給与は、法律又は条例（注1）により特に認められた場合を除き、直接職員（注2）に支払わなければならない。

（注1）給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

条例第23条の3

（注2）病気休暇等のため、給与を直接職員に支払うことが困難である場合には、職員の収入により生計を維持する親族等で、職員の指定する者を当該職員の使者として、給与を支払うことは差し支えないものと解されている。

#### （2）給料の計算期間及び支給日

（ア）給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、月1回にその全額を支給する。

条例第6条

（イ）（ア）の給与期間の給料の支給日（以下「支給日」という。）は、その月の21日とし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

規則7—0第1条

（ウ）支給日以外の日に給料を支給する特例としては、「その際支給する」ものとして次の場合がある。

（i）支給日後に職員が採用された場合

規則7—0第2条

（ii）支給日前に職員が離職し、又は死亡した場合

規則7—0第2条

（iii）職員が出産、疾病等非常の場合の費用にあてるため請求した場合

規則7—0第4条

（iv）給与期間の初日から引き続いて休職、専従許可、外国派遣、公益的法人等派遣、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業又は停職中の職員が支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合

規則7—0第5条

## 2 給料の支給方法

### (1) 給料の支給の始期及び終期

- (ア) 新たに職員となった者には、その日から給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。 条例第7条第1項
- (イ) 昇格、昇給、給料表の適用を異にする異動、降格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。 条例第7条第1項
- (ウ) 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。 条例第7条第2項
- (エ) 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。 条例第7条第3項
- (オ) 休職、専従許可、外国派遣、公益的法人等派遣、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業又は停職の終了により復職し、又は職務に復帰した場合は、その日から支給し、休職若しくは停職にされ、専従許可を受け、外国派遣若しくは公益的法人等派遣された場合又は自己啓発等休業、育児休業若しくは大学院修学休業を始めた場合は、その日の前日まで支給する。 条例第7条第1項  
規則7—0第5条

### (2) 給料の日割計算

- (ア) 前記(1)に掲げる場合で、支給の始期・終期及び給料額の異動等が給与期間の中途となるときは給与を日割によって支給する。 条例第7条第4項
- なお、その際の支給額は、その給与期間の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- (注) 日割計算においては、「週休日」は休日を含まないものとし、休日と「週休日」が重なった場合には、「週休日」として取り扱う。

(例1) 4. 4 (金) 付けで行1—14 (162,500円) に採用された場合 (週休日を差し引いた日数: 19日)

$$162,500円 \times \frac{19}{22} = 140,340円 \frac{20}{22} \dots\dots \text{円未満を切り捨て, } 140,340円 \text{ を } 4 \text{ 月分として支給}$$

(例2) 4. 9 (水) 付けで行4—56 (363,800円) から行5—48 (374,700円) に昇格した場合

$$363,800円 \times \frac{6}{22} = 99,218円 \frac{4}{22} \dots\dots \text{4月8日までの分, 円未満を切り捨てない。}$$

$$374,700円 \times \frac{16}{22} = 272,509円 \frac{2}{22} \dots\dots \text{4月9日からの分, 円未満を切り捨てない。}$$

$$\text{支給額 } 99,218円 \frac{4}{22} + 272,509円 \frac{2}{22} = 371,727円 \frac{6}{22}$$

…………円未満を切り捨て, 371,727円となる。

- (イ) 職員が転勤・配置換等により異動した場合の給料は、一の給与期間の分を、その者が従前所属していた勤務課所の長とその者が新たに所属することとなった勤務課所の長との協議により、いずれか一方の課所において支給することを原則とするが、次に掲げる異動の場合においては、日割計算によって支給する。 規則7—0第3条

(i) 給料の調整額を異にして異動した場合

(ii) 給料表の適用を異にして異動した場合

(iii) 支弁科目を異にし、特に日割計算を要する異動の場合

(iv) このほか、特に日割計算の必要がある場合で、任命権者がその都度指定した場合

なお、この場合の日割計算は、前記(ア)の場合と同様に、その給与期間の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として行い、(i)についてはその異動により生ずる差額の分を旧勤務課所又は新勤務課所において支給し、(ii)から(iv)については、発令の前日までの分を旧勤務課所で、発令の当日以降の分を新勤務課所でそれぞれ支給する。

昭和56年通知  
第230号  
規則第3条関係

(例) 行2-25 (236,700円) の職員が4.18 (金) 付けでA課からB事務所へ異動した場合 (給料額の異動はないが、支弁科目を異にする異動の場合)

A 課 支 給 額  $236,700円 \times \frac{13}{22} = 139,868円 \frac{4}{22}$  ……円未満を切り捨てて、139,868円

B事務所支給額  $236,700円 - 139,868円 = 96,832円$  ……残額計算で96,832円となる。

### (3) 端数の処理方法

支給すべき給料額の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

※ 育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもってその者の給料月額とする。

端数計算法

第2条第1項  
規則7-122

### 3 給与の減額

職員が次に掲げる場合に該当するときは、その勤務しない1時間につき

条例第13条  
第17条

$$\left[ \begin{array}{l} \text{給与条例第17条に定める} \\ \text{給料及び諸手当} \end{array} \right] (\text{注1}) \times 12$$

$$\left[ 1 \text{週間当たりの勤務時間 (注2) } \times 52 \right] - \left[ \text{※休日の日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分} \right] (\text{注3})$$

※令和4年度は18日

規則7-0第9条

の給与額を減じて支給する。

育児休業条例

第21条

- a 勤務しない場合 (他の法令等の規定によりその勤務しないことについて特に認められている場合を除く。)
- b 部分休業の承認を受けて勤務しない場合
- c 介護休暇
- d 介護時間
- e 修学部分休業
- f 高齢者部分休業

職員勤務時間条例

第17条第3項

第17条の2第3項

学校職員勤務時間条例

第15条第3項

第15条の2第3項

修学部分休業条例

第3条

高齢者部分休業条例

第3条

(注1) 「給与条例第17条に定める給料及び諸手当」は以下のとおりである。

- ・給料 (給料の調整額及び教職調整額を含む。)
- ・管理職手当
- ・初任給調整手当
- ・給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当 (1円未満切捨て。)
- ・給料の月額に対する特勤手当 (特勤手当に準ずる手当を含む。)

(注) 規則7-62第3条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額

- ・給料の月額に対するへき地手当 (へき地手当に準ずる手当を含む。)

(注) 規則7-39第4条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額

- ・寒冷地手当      ・義務教育等教員特別手当      ・産業教育手当
- ・定時制通信教育手当      ・農林漁業普及指導手当

(注2)「1週間当たりの勤務時間」は38時間45分とする。ただし、短時間勤務職員にあっては、次に掲げる規定による勤務時間の1週間当たりの時間とする。

- ・育児短時間勤務職員等：勤務時間条例第2条第2項又は学校勤務時間条例第3条第2項
- ・再任用短時間勤務職員：勤務時間条例第2条第3項又は学校勤務時間条例第3条第3項
- ・任期付短時間勤務職員：勤務時間条例第2条第4項又は学校勤務時間条例第3条第4項

(注3)短時間勤務職員にあっては、「休日の日数×7時間45分」とあるのは、以下の算出による時間とする。

$$(\text{休日の日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分}) \times \frac{(\text{注} 2) \text{に掲げる} 1 \text{週間当たりの時間}}{38 \text{時間} 45 \text{分}}$$

(i) 減額する場合の1時間当たりの給与額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(注)勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満の端数は切り捨てる。

(ii) 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、特勤手当（特勤手当に準ずる手当を含む。）、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下「給料等」という。）に対応する額とし、それぞれの次の給与期間以降の給料等から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料等から差し引くことができないときは、給与条例に基づくその他の未支給の給与から差し引く。

昭和56年通知  
第230号

規則7-0  
第5条の2第3項

規則7-0  
第5条の2第1項

#### 4 休職者の給与

休職者の給与は、休職の事由に応じ、次の割合でそれぞれの期間支給し、又は支給することができる。

##### (1) 休職の事由

(ア) 公務災害及び通勤災害による休職

休職の期間中、給与の全額

条例第23条第1号

(イ) 私傷病（結核性）による休職

休職の期間が満2年（注）に達するまで、給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手

条例第23条第2号

当及び寒冷地手当の  $\frac{80}{100}$

(注) 教育職員の私傷病（結核性）による休職

休職の期間が満2年に達するまで（任命権者が認めるときは3年まで延長できる）給与の全額

教育公務員特例法  
第14条

公立の学校の事務職員の  
休職の特例に関する法律  
条例第23条第3号

(ウ) 私傷病（非結核性）による休職

休職の期間が満1年に達するまで、給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当及び

寒冷地手当の  $\frac{80}{100}$

<p>(エ) 刑事事件による休職 休職の期間中</p> <p>給料・扶養手当・地域手当及び住居手当の <math>\frac{60}{100}</math> 以内</p>	<p>条例第23条第4号</p>
<p>(オ) 学校・研究所等の公共的施設で長期の調査・研究等に従事する場合の休職及び公務外 の行方不明による休職 休職の期間中</p> <p>給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当の <math>\frac{70}{100}</math> 以内</p>	<p>条例第23条第5号 規則7-46 第1条第1号</p>
<p>(カ) 公務災害又は通勤災害上の行方不明（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。）による休職 休職の期間中</p> <p>給料・扶養手当・地域手当・住居手当・期末手当及び寒冷地手当の <math>\frac{100}{100}</math> 以内</p>	<p>条例第23条第5号 規則7-46 第1条第2号</p>
<p>(注1) (ア) の休職の場合の「給与」とは、給与条例に基づくものとして、「給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当」が該当する。</p> <p>(注2) (ア) から (カ) までにおいて、教職調整額は、給料とみなされる。</p>	